



あなたの家の未来について考えよう

空き家 を自分ごととして考えてみませんか

空き家の発生を抑制し、適切な管理や利活用をすることで、空き家を取り巻く環境が良好なものへと転換していくことを目指し、空家等対策基本計画後期計画を策定しました。

計画について
詳しくはこちら



問合せ／住宅政策課
☎55-2814
FAX 57-2828

「空き家」が増えるとは…

富士市のみならず、空き家は、全国的な人口減少や高齢化を背景に今後も増加することが懸念されています。また、適正に管理されていない空き家の増加は、防災・衛生・景観などの面で深刻な影響を及ぼすことから大きな課題となっています。

問題の解決に向けて

空き家問題を解決・防止していくためには、「空き家の発生前」の段階から、空き家問題について考え、実家や持ち家などが空き家にならないよう準備を進めるとともに、空き家になってしまったとしても「所有者等による管理の原則」のもと、適正な管理や利活用に取り組んでいくことが重要です。

空家等対策計画の基本目標

不動産(空き家)問題を身近に

空き家が地域や所有者等に与えるデメリットや相続に向けた早期準備の必要性に関する情報提供に努めます。さらには、市及び専門家等への相談体制を整えることにより、空き家の発生を予防します。

空き家を負動産にさせない

定期的な空き家実態調査による状況把握に努めます。管理不全空き家に対しては、適切な指導を行うことにより、空き家の適正管理や特定空家等になる前の除却を推進します。

空き家を富動産に変える

利用可能な空き家の有効活用を目的とした「富士市空き家バンク」による所有者・利用者のマッチング支援に取り組みます。居住用に限定しない幅広い活用方法の普及啓発に取り組むなど、空き家の利活用を推進します。

空き家問題に対する3つの方針

1 予防の推進

住宅を所有している空き家予備軍や相続予定者の皆さんが、早期に準備をすることが必要です。自分の住まいの未来について考えましょう。



2 適正管理・除却の推進

空き家は所有者管理が原則です。空き家になってしまったら、適正に管理しなくてはなりません。草木の繁茂などがあると、近隣へ迷惑がかかります。環境悪化の原因となります。



3 利活用の推進

まだ活用できる空き家を賃貸・売買したり、リフォームして再利用したりすることで、有効活用につながります。



まずは相談を

空き家は、そのままにしても状況が改善することはありません。何も対応・管理しなければ「負動産」となってしまう。売却、賃貸への活用、解体など、空き家のこれからについて、ご相談ください。

住宅政策課では、所有している空き家や、近隣の空き家に関する相談を受け付けています。
まずはお問い合わせください。



空き家になる前に予防しよう

備えよう

- 令和6年4月1日から相続登記が義務化されます
- 相続問題が空き家発生の要因の一つとなっています。家族で話し合うことから始めましょう
- 相談会を市・県で実施します
- 毎年、専門家を招いて無料相談会を実施しています
- 市政いきいき講座、市の空き家セミナーを実施します
- 空き家について講座を開催しています。出張講座も実施しています
- パンフレット、チラシで空き家問題について知ることができます

空き家になってしまったら

適正に管理しよう

管理

- 空き家がどうなっているか確認しましょう
- 現地に行って状況を知ることが必要です。代理で管理する事業者もあります
- 自分で、または業者に依頼して、定期的に草刈等を実施しましょう
- 近隣住民からの相談は、草木で迷惑しているケースが多いです
- 除却（解体）**
- 周囲に危険を及ぼす前に解体しましょう
- 解体のための補助制度があります

空き家になってしまったら

活用しよう

利活用

- まずは不動産業者に賃貸・売買について相談しましょう
- 市の空き家バンクに登録することも考えてみましょう
- 住む予定がなければ、賃貸や売買をすることで利活用できます
- 空き家をリフォームして賃貸・売買することも考えてみましょう
- 空き家のリフォームのための補助制度があります

Check! 補助金や各制度をご活用ください

除却 危険空家除却促進補助金

事前調査をして、補助対象となるか判定します。
条件／放置すると周囲に危険を及ぼすおそれのある空き家で、昭和56年5月以前の着工の住宅であることなど
補助額／解体費用の2分の1
(上限 50万円)



詳しくはこちら▶

利活用 空き家リフォーム支援補助金

条件／富士市空き家バンクに登録してある空き家をリフォームして居住すること
※契約済みであることが条件で、空き家の所有者、利用者どちらでも申請できます。
補助額／改修費用の2分の1
(上限 100万円)



詳しくはこちら▶

利活用 新 空き家利活用支援補助金

条件／空き家を、地域活性化施設等とするためのリフォームを行い、地域の活性化につながる利用をすること
※都市計画法、建築基準法に適合した計画であること。
※リフォーム後5年間の活動報告が必要です。
補助額／対象とする改修費用に、以下の表の補助率を乗じた額 (上限 100万円)

区分 (分類)	補助率
地域活性化施設 (地域交流、子育て支援、健康福祉支援、文化交流等により地域の活性化に貢献する施設)	3分の2
地域活性化提案施設 (申請者の提案により、地域の活性化に貢献する施設)	2分の1



詳しくはこちら▶

利活用 富士市空き家バンク

空き家を売りたい・貸したい人から提供された空き家の情報を、空き家を買いたい・借りたい人に紹介する制度です。
空き家の所有者と空き家を利用したい希望者のマッチングを支援します。静岡県版、全国版の空き家バンクとも連携し、情報発信をしています。



詳しくはこちら▶